

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成 17 年 10 月 11 日

条例第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、[地方自治法施行令](#)(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、次に掲げる契約とする。

- (1) 物品の賃貸借契約及び保守契約
- (2) ソフトウエアの使用許諾契約及び保守契約
- (3) 庁舎その他市の施設の維持管理業務及び運営に伴う業務の委託契約
(契約期間)

第 3 条 長期継続契約を締結することができる契約の期間は、5 年以内とする。ただし、人的契約に関するものについては、3 年以内とする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。